

機動捜査隊による捜査支援の運用について

平成31年3月14日
大通達甲（刑企）第8号
刑事部長から生活安全部
各課長、刑事部各課・所
長、交通部各課・隊長、
警備部各課長、各警察署
長宛て

（概 要）

この通達は、刑事部刑事企画課機動捜査隊による捜査支援の運用について、必要な事項を定めたものである。